議事要旨(1)企業会計基準適用指針「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用 指針(案)」について

冒頭に逆瀬副委員長より、前回の委員会で追加的な指摘はなかったことから、本適用指針は本日公表議決を予定している旨、説明がなされた。続いて、秋葉主席研究員から、本適用指針の主な改正箇所について、最終確認のための説明が次のようになされた。

- ・ いわゆる三角合併などの場合に、共通支配下の取引に該当するときの吸収合併の会計処理 について、適正な帳簿価額にてなされることを追加的に定めた。
- 中間子会社から株式交換完全子会社株式を追加取得するときの会計処理についても、吸収 合併の場合と同様であることを明らかにした。また、親会社と子会社が株式移転設立完全親 会社を設立する場合についても、同様に旧親会社持分相当額に準じて算定することを追記し た。
- その他の項目について、内容の整理及び明確化のため、字句修正等をおこなった。
- ・ 適用時期等については、組織再編には準備期間が必要といった意見を踏まえて、平成 20 年 4月1日以降の組織再編から適用することとし、早期適用も可能とした。

これらの説明に対し、委員等からの質問等はなかった。その後、採決が行われ、字句修正については委員長に一任する前提として、出席者全員の賛成により、本適用指針の公表が承認された。

以上